

万葉のまち 市辺

Ichinobe Machizukuri

第6号
平成20年6月

発行：市辺地区まちづくり協議会 / 東近江市市辺町2391 市辺コミュニティセンター内
電話0748-22-0203 IP電話050-5801-0203

“このまちで心豊かに住み続けたい”と思える まちづくり

市辺地区 まちづくり協議会

平成20年度 事業計画決まる！



まち協の定期総会が、5月21日(水)市辺コミュニティセンターで開催されました。総会には、自治会長・副会長、各種団体代表者、賛同者など55人が出席し、昨年度の事業報告と決算報告、規約の一部改正、役員選任、今年度の事業計画と収支予算を決定しました。

まちづくり協議会も設立後3年目を迎え、愛称も『万葉のまち市辺』に決まり、活動も軌道に乗っています。美しい自然を残す万葉ロマンの里の自然環境と地域文化を継承し、住民すべてが心豊かに暮らせる市辺地区を創ることを目標とし、地域のみなさんとの協働でまちづくりをすすめていきます。

まち協役員紹介

- 会 長.....平尾徳雄
- 副 会 長.....村田市蔵 / 今井 肇
- 事務局長.....北川忠義
- 会 計.....山田晴三
- 会計監事.....門野洋一 / 野矢詔二

規約改正で、まち協事務局に事務局員を置くことができるようになりました。事務局スタッフ(有給)としてお手伝いいただける方を募集します。募集内容は、当広報紙の裏面に掲載しています。

(事務局員は有給ですが、まち協役員はボランティアで活動を行っています。)



みんなで考えよう！

まち協会長あいさつ 平尾 徳雄

まちづくり協議会が発足し1年余りが経ちました。皆様方のご協力のおかげでまち協らしい活動の目が出てきたように思います。今年度のまち協執行部が総入れ替えは避けたいと言っていたところ、私と北川さんが残ることになりました。微力ものではございますが一生懸命やりたいと思いますので宜しくお願いいたします。

「まち協ができたから、誰かが市辺地区を良くしてくれる」そうゆうものではありません。「こうしたいな...」「ああしたいな...」という提案をしていただき、みんなで協力して目標に向かって努力し、実現させていくものだと思います。

例えば、今、「生ゴミの堆肥化に取り組もう」という意見が出され、どのように取り組んで行ったら良いか、環境部会で検討されています。何とかみんなで協力して実現させたいと思っています。また、これは私の提案ですが、“紫草(むらさき)”の栽培を取り上げていきたいと思っています。市内には、紫草の栽培グループがあると聞いていますが、むらさき薫るいにしへの郷市辺でみんなで取り組み、市辺すべての家で夏には玄關のプランターに咲いている、そんな光景が見られるようになればと思います。大分県竹田市や埼玉県小川町では紫草で町おこしをされているそうです、蒲生野でも咲かせたいと思います。

小さなことから始めてみんなの輪を広げていく、それがまちづくりだと思います。さあ、みんなで考えてください。そしてまた、今年も地区3大イベント(夏まつり、運動会、秋まつり)が成功するようみなさまのご協力をお願いします。

さて、平成20年度のまち協事業は…？

10年後のまちづくりに向けて！ 発進します。

市辺地区の地域課題を整理し、地区まちづくり計画策定事業。地区3大事業など10事業を計画。

平成20年度事業計画

万葉口マンの里で、心豊かに暮らせるまちを目標に地区内自治会、各種団体や個人の有志が連携してまちづくりをすすめます。

1. 地区まちづくり計画の策定
2. 地区事業のとりくみ

夏まつり	8月3日(日)
運動会	10月5日(日)
秋まつりと文化祭	11月9日(日)
〃 前夜祭	11月8日(土)
3. 体育・健康のまちづくり事業
4. 歴史・文化のまちづくり事業
5. 安心と安全のまちづくり事業
6. 地球にやさしい環境のまちづくり事業
7. 広報紙によるまち協の情報発信
8. 先進地視察研修(まちづくりについての勉強会)
9. 新たな人材発掘と身近な仲間づくり
10. 組織体制、事務局体制の充実

平成20年度収支予算

収入の部

交付金(東近江市)	1,950,000 円
補助金(地区自治連)	50,000 円
繰越金	17,110 円
雑入(預金利息、研修参加費等)	22,890 円
収入合計	2,040,000 円

支出の部

事務費	390,000 円
会議費	30,000 円
広報費	150,000 円
事業費(3大事業、計画策定、各専門部まちづくり)	1,380,000 円
負担金(市内まち協連絡会)	20,000 円
研修費	60,000 円
予備費	10,000 円
支出合計	2,040,000 円

市辺地区まちづくり協議会規約(抜粋)

【事務所】

2条 本会の事務所は、東近江市市辺コミュニティセンター内に置く。

【目的】

3条 本会は日本の歴史に残る伝承を持つふるさと、美しい自然を残す万葉口マンの里「歴史と文化香るいにしへの郷いちのべ」とあるようにここ蒲生野一帯の恵まれた自然環境と地域文化のよさを継承していきながら、住民自身が知恵を絞り、行動することにより次代を担う青少年とともに「このまちで心豊かにまみ続けたい」と思えるまちづくりを進めることを目的とする。

【事業】

4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 市辺地区のまちづくり計画の策定及び見直しに関する事業
- 2) 歴史・文化・生涯学習及びスポーツに関する事業
- 3) 子ども及び青少年の育成に関する事業
- 4) 健康福祉に関する事業
- 5) 安全防災に関する事業
- 6) 生活環境に関する事業
- 7) その他本会の目的達成のために必要な事業・活動に関すること。

【構成】

5条 本会の会員は、市辺地区住民、本会の目的に賛同する地区内外の個人・団体および事業所とする。

6条 本会は、会員の誰もが自由に活動に参加できるものとする。

7条 合議制による民主的な組織運営を行うものとする。

【まちづくり委員】

9条 本会の活動をすすめるためにまちづくり委員を置く。

2条 まちづくり委員は、次の各号により選出する。

- (1) 公募による者(定数なし)
- (2) 自治連合会の会長及び副会長
- (3) 各自治会から推薦の者(自治会副会長)
- (4) 趣旨に賛同する団体から推薦の者(各1名)
- (5) 趣旨に賛同する事業所から推薦の者(各1名)

【運営委員会】

12条 本会を円滑に運営するため、運営委員会を置く。

2条 運営委員会は、次のもの構成する。

- (1) 第6条第1項に定める役員(会計監事を除く)
- (2) 第9条第2項(2)に定めるまちづくり委員
- (3) 第9条第2項(3)に定めるまちづくり委員
- (4) 第9条第2項(4)に定めるまちづくり委員
- (5) 第9条第2項(5)に定めるまちづくり委員
- (6) 第13条第3項に定める専門部会の正副部会長
- (7) 第9条第2項(1)に定めるまちづくり委員の中から会長が委嘱した者
- (8) コミュニティセンター館長、アミティーあかね館長

3条 運営委員会は、本会の運営及びまちづくり計画の策定、事業の企画等を行う。

4条 運営委員会は、会長が招集し、会議の議長は会長が行う。

【専門部会】

3条 本会の事業を具体的に企画、実践するため、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2条 専門部会の事業企画は、運営委員会の承認を得て執行する。

3条 専門部会を掌握するため各部会に正副部会長を置く。

【事務局】

4条 本会に事務局を置き、必要に応じ事務局員を置くことができる。

事務局員は、会長が指名し、本規約12条に定める運営委員会において承認する。

下線部が今回改正したところです。

求人

事務局・有給スタッフ募集

市辺地区まち協の事務をしていただける方を募集します。

【条件】

週 6時間程度

賃金：月2万円

パソコン(ワード、エクセルの基本的な操作)のできる方。

6月13日(金)までに市辺コミュニティセンターへ連絡してください。

電話 22-0203 IP 050-5801-0203

- 市辺地区まちづくり協議会会長一